

# 舟形町国土強靱化地域計画

令和2年2月

舟 形 町

## 【目 次】

### I はじめに

- 1 計画策定の趣旨 . . . . . 1
- 2 計画の位置付け . . . . . 1
- 3 計画の期間 . . . . . 1

### II 国土強靱化の基本的な考え方

- 1 舟形町における国土強靱化の理念 . . . . . 2
- 2 基本目標 . . . . . 2
- 3 強靱化を推進する上での基本的な方針 . . . . . 2
- 4 想定される大規模自然災害（本計画の対象） . . . . . 3

### III 脆弱性評価

- 1 脆弱性評価の考え方 . . . . . 5
- 2 「起きてはならない最悪の事態」の設定 . . . . . 5
- 3 評価の実施手順 . . . . . 7
- 4 評価の結果 . . . . . 7

### IV 強靱化に向けた施策推進方針

- 1 施策推進方針の整理 . . . . . 8
- 2 施策分野ごとの施策推進方針 . . . . . 8
  - (1)行政機能（消防含む） . . . . . 9
  - (2)危機管理 . . . . . 11
  - (3)建築住宅 . . . . . 15
  - (4)交通基盤 . . . . . 17
  - (5)国土保全 . . . . . 19
  - (6)保健医療・福祉 . . . . . 20
  - (7)ライフライン・情報通信 . . . . . 21
  - (8)産業経済 . . . . . 23
  - (9)農林水産 . . . . . 23
  - (10)環境 . . . . . 24
  - (11)リスクコミュニケーション . . . . . 25

### V 計画の推進

- 1 計画の推進管理 . . . . . 27
- 2 計画の見直し . . . . . 27

【舟形町国土強靱化地域計画事業一覧】 . . . . . 1～7

# I はじめに

## 1 計画策定の趣旨

東日本大震災の教訓を踏まえ、事前防災・減災と迅速な復旧・復興に資する施策を総合的、計画的に実施することを目的として、平成25年12月に、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下「基本法」という。）」が制定された。

国においては、基本法に基づき、平成26年6月に、国土の強靱化の指針となる「国土強靱化基本計画（以下「基本計画」という。）」を策定し、今後の大規模自然災害等に備え、強靱な国土づくりに向けた施策を推進している。

本町においても、今後想定される大規模自然災害から町民の生命と財産を守り、持続的な成長を実現するため、「致命的な被害を負わない強さ」と「速やかに回復するしなやかさ」を備えた「強靱なまちづくり」を推進するため、「事前防災及び減災等のための舟形町国土強靱化計画」を策定する。

## 2 計画の位置付け

本計画は、基本法第13条に基づく国土強靱化地域計画として策定するものであり、本町における国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進する基本的な計画となるとともに、国土強靱化に係る各種計画等の指針となる。

## 3 計画の期間

本計画が対象とする期間は、策定から概ね5年間とする。

## Ⅱ 舟形町における国土強靱化の基本的な考え方

### 1 舟形町における国土強靱化の理念

舟形町における国土強靱化は、大規模自然災害等への備えについて、予断を持たずに最悪の事態を念頭に置き、従来の「防災」の範囲を超えて、まちづくり政策・産業政策も含めた総合的な対応を、長期的な展望に立って推進することとする。

### 2 基本目標

国土強靱化の理念を踏まえ、本計画の基本目標を以下のとおり設定する。

いかなる災害等が発生しようとも、

- ① 人命の保護が最大限図られること
- ② 町及び地域社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③ 町民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ④ 迅速な復旧・復興

### 3 強靱化を推進する上での基本的な方針

基本目標の実現を図るため、事前防災及び減災その他迅速な復旧復興等に資する大規模自然災害等に備えた国土の強靱化に向け、過去の災害から得られた経験を最大限活用しつつ、以下の方針に基づき推進する。

#### (1) 国土強靱化の取組み姿勢

- 本町の強靱性を損なう原因について、あらゆる側面から検討し、取組みにあたること。
- 長期的な視点を持って計画的な取組みにあたること。
- 本町の社会経済システムの有する潜在力、抵抗力、回復力、適応力を強化すること。

## (2) 適切な施策の組合せ

- 災害リスクや地域の状況等に応じて、ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせて効果的に施策を推進すること。
- 「自助」、「共助」及び「公助」を適切に組み合わせるとともに、国、県、他市町村、町民、民間事業者、NPOなど関係者相互の連携により取組みを進めること。
- 非常時に防災・減災等の効果を発揮するのみならず、平時にも有効に活用される対策となるよう工夫すること。

## (3) 効率的な施策の推進

- 町民の需要の変化等を踏まえるとともに、効果的な施策の実施に配慮して、施策の重点化を図ること。
- 既存の社会資本を有効活用することなどにより、費用を縮減しつつ効率的に施策を推進すること。
- 施設等の効率的かつ効果的な維持管理に資すること。

## (4) 地域の特性に応じた施策の推進

- 高い高齢化率、全国有数の豪雪地域、豊富な再生可能エネルギー資源を有することなど、本町の特性に応じた取組みを進めること。

## (5) 国土全体の強靱化への貢献

- 国土全体での代替性・補完性（リダンダンシー）の確保や、東京一極集中の是正等を促進することにより、国土全体の強靱化につなげていく視点を持つこと。
- 国土強靱化を実効あるものとするため、国及び県の取組みとの連携を図ること。

## 4 想定される大規模自然災害（本計画の対象）

本計画は、過去に町内で発生した自然災害による被害状況、各種災害に係る発生確率や被害想定等を踏まえ、今後、本町に甚大な被害をもたらすと想定される自然災害全般を対象とする。

また、町外における大規模自然災害についても、本町周辺地域の国土強靱化の観点から対象とする。

本計画で想定する主な自然災害については、以下のとおりである。

【想定される大規模自然災害】

町内 ／ 町外	自然災害の種類		想定する規模等
町内	大規模地震	内陸型 ・海洋型	M7～8程度、最大震度7程度で建物被害、火災、死傷者数が多数発生
	台風・ 梅雨前線等 豪雨 竜巻・突風	大規模 水害	記録的な大雨等による大規模水害を想定。例えば、堤防の決壊や河川の氾濫による人的・物的被害等
		大規模 土砂災害	記録的な大雨等による大規模土砂災害を想定。例えば、土石流の発生や天然ダムの湛水・決壊による人的・物的被害
		暴風災害	台風や竜巻、突風など大規模暴風災害による人的・物的被害等
	暴風雪・大雪・雪崩		記録的な暴風雪や大雪、大規模な雪崩による交通事故・障害、家屋の倒壊、人的被害等
	複合災害		複数の自然災害が同時期に発生する事態を想定。例えば、大規模な地震により被災した直後に豪雨災害が発生する等
町外	大規模地震・水害		他市町村で発生する大規模地震・水害による人的・物的被害等

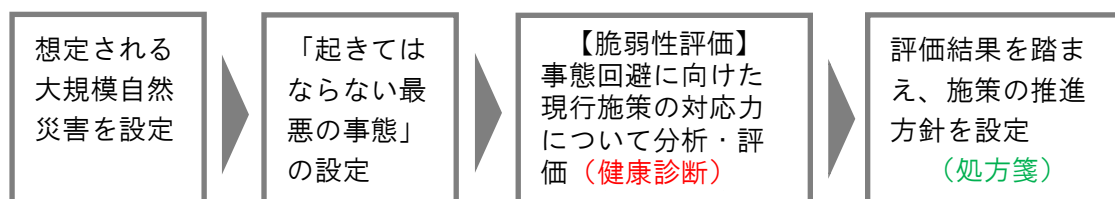
## Ⅲ 脆弱性評価

### 1 脆弱性評価の考え方

大規模自然災害等に対する脆弱性を分析・評価すること（「脆弱性評価」）は、国土強靱化に関する施策を策定し、効果的、効率的に推進していく上で必要不可欠なプロセスであり（基本法第9条第5項）、基本計画においても、脆弱性評価の結果を踏まえた施策の推進方策が示されている。

本町としても、国土強靱化に関する施策の推進に必要な事項を明らかにするため、国及び県が実施した評価手法等を参考に、以下の枠組みにより脆弱性評価を実施する。

#### ○ 脆弱性評価を通じた施策検討の流れ



### 2 「起きてはならない最悪の事態」の設定

国の基本計画で設定されている8つの「事前に備えるべき目標」、及び45の「起きてはならない最悪の事態」をもとに、想定される大規模自然災害を踏まえるとともに、沿岸地域や大都市に特有の事象の除外、本町の地域特性に応じた事象の追加、類似した事象の統合を行うなどして項目を整理し、本地域計画では、8つの「事前に備えるべき目標」と26の「起きてはならない最悪の事態」を設定した。

【「事前に備えるべき目標」と「起きてはならない最悪の事態」】

事前に備えるべき目標(8)	起きてはならない最悪の事態(26)	
1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる	1-1	地震等による建物・交通施設等(1-2の施設を除く)の倒壊や火災に伴う死傷者の発生
	1-2	不特定多数が集まる施設の倒壊・火災
	1-3	異常気象等による広域的な市街地等の浸水
	1-4	大規模な土砂災害(深層崩壊)等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり国土の脆弱性が高まる事態
	1-5	暴風雪及び豪雪による重大事故や交通途絶等に伴う死傷者の発生
	1-6	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生
2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる	2-1	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
	2-2	多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生
	2-3	自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
	2-4	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺
	2-5	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	町内外の行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
4 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する	4-1	電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止
	4-2	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
5 大規模自然災害発生後であっても、経済活動(サプライチェーンを含む)を機能不全に陥らせない	5-1	基幹的交通ネットワークの機能停止
	5-2	食料等の安定供給の渋滞
6 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	6-1	電力供給ネットワークの機能の停止
	6-2	上水道や農業用水の長期間にわたる供給停止
	6-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
	6-4	地域交通ネットワークが分断する事態
7 制御不能な二次災害を発生させない	7-1	ため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生
	7-2	農地・森林等の荒廃による被害の拡大
8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-2	道路啓開等の復旧・復興を担う人材等の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-3	地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-4	鉄道・幹線道路等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態



### 3 評価の実施手順

設定した26の「起きてはならない最悪の事態」ごとに、関連する現行の施策（国、県、民間事業者など町以外が取組み主体となるものを含む）の推進状況や課題等を整理し、事態の回避に向けた現行施策の対応力や課題について分析・評価を行った。

評価に当たっては、施策の進捗度や達成度を定量的に把握するため、現状の数値データを収集し、参考指標として活用した。

### 4 評価の結果

評価結果は、別表1のとおりである。

## IV 強靱化に向けた施策推進方針

### 1 施策推進方針の整理

脆弱性評価を踏まえ、「起きてはならない最悪の事態」ごとに施策とその目標指標を検討・整理するとともに、それを各課室の所管する業務等を勘案して設定した11の施策分野に分類して、施策推進方針を取りまとめた。

(「起きてはならない最悪の事態」ごとの施策推進方針については、別表2のとおり。)

#### ○ 施策分野

- (1)行政機能(消防含む)、(2)危機管理、(3)建築住宅、
- (4)交通基盤、(5)国土保全、(6)保健医療・福祉、
- (7)ライフライン・情報通信、(8)産業経済、(9)農林水産、(10)環境、
- (11)リスクコミュニケーション

### 2 施策分野ごとの施策推進方針

上記の11の施策分野ごとの施策推進方針を以下に示す。

これらは、4つの「基本目標」及び8つの「事前に備えるべき目標」に照らし必要な対応を施策分野ごとに取りまとめたものであるが、それぞれの分野間には相互依存関係がある。このため、各分野における施策の推進にあたっては、適切な役割分担や必要な調整を図るなど、施策の実効性・効率性が確保されるよう十分に配慮する。

なお、施策分野ごとの施策推進方針に基づき、必要な具体的事業や取組みについては、「舟形町国土強靱化地域計画事業一覧」に整理する。

(注)「事業一覧」には、町が実施する事業・取組みに加え、町による国・県への要望事業・取組みも記載している。

#### ※ 各施策タイトル右側の記載事項及び目標指標囲み内の記載事項について

- ( ) 内には、当該施策に関連する「起きてはならない最悪の事態」の番号を記載
- [ ] 内には、当該施策の取組み主体(国、県、市町村、民間の4区分)を記載
- 《 》内には、当該施策が他の施策分野にも掲載されている場合に掲載先の施策分野を記載

## (1) 行政機能（消防含む）

### <行政機能>

#### (庁舎等の耐震化・維持管理等の推進) (1-2, 3-1) [町] 《建築住宅》

- 耐震化されていない役場第2庁舎について、その機能を耐震化されている他施設へ移転する方向で検討を進める。
- その他の不特定多数が集まる町有施設のうち、耐震診断されていない施設については、計画的に耐震診断を実施するとともに、他施設への機能移転や耐震改修を実施する。
- 「新耐震基準」により建築又は耐震改修が完了している施設については、施設の長寿命化を推進するとともに、計画的な維持管理・更新を行う。

#### (災害時に防災拠点となる施設の整備) (1-1, 3-1) [町] 《建築住宅》

- 災害時に防災拠点となる役場本庁舎について耐震化は完了しているが、平成30年8月豪雨の際に庁舎が浸水し、災害対策本部の電源が一時使用できなくなったことを踏まえ、新たな防災拠点施設を整備する。

#### (大規模災害時の消防力の確保) (2-3, 3-1) [町]

- 大規模災害時には、地域の消防力の不足が懸念されるため、県と連携して緊急消防援助隊など専門部隊の応援を円滑に受けることができるよう、応援・受援に関する連絡・要請の手順、応援機関の活動拠点等について、必要な準備を整え災害対応能力の充実に努める。

#### (消防関係施設の耐震化・老朽化対策の推進) (2-3) [町、最上広域]

- 災害時に防災拠点となる消防関係施設の、より一層の耐震化・耐災害性の強化を図るとともに、老朽化した施設を計画的に更新する。

#### (被害発生危険性の高い地域に立地する公共施設対策の推進) (1-2) [町]

- 被害発生危険性の高い地域内に立地する公共施設について、建物の構造や各種災害のハザードマップを確認し、嵩上げ等の改修による機能維持や施設建替え時の移転等による機能移転など、状況に応じた対策を進める。

#### (福祉避難施設の整備、避難所の耐震化・設備整備の促進) (1-1) [町] 《危機管理》

- 災害時要配慮者が確実に避難でき、安心して避難生活を送れるように福祉避難施設を整備する。
- 避難所の機能強化のため耐震化を進めるとともに、避難者の良好な生活環境を確保するため老朽化した施設の改修や必要な設備整備を促進する。

**(町の業務継続に必要な体制の整備) (3-1) [町] 《危機管理》**

- 地震等の大規模災害発生時に、迅速かつ的確に舟形町地域防災計画に基づく応急対策業務や復旧・復興業務に取り組みながら、町民生活に密着する行政サービスなど災害発生時にも必要とされる通常業務を維持するため、「舟形町業務継続計画」を策定し、業務継続に必要な体制整備を進める。

**(IT部門における業務継続体制の整備) (3-1) [町] 《ライフ・情報》**

- 非常時でも優先的に実施しなければならない業務に不可欠な情報システムの「ICT-BCP (情報システムの業務継続計画)」を策定し、業務の継続性を確保するための対策を講じるとともに、ICT-BCPの実効性を高めるため、訓練等により定期的に計画内容の点検・更新を行う。
- 災害時のシステム不稼働のリスクを減らすため、自治体クラウドの導入やデータセンターの活用など、情報システムの機能維持のための取組みを進める。
- 災害時における正確な情報伝達や的確な行政判断を行ううえで、機動性に優れたモバイル端末の利用が有効であることから、行政機能確保のために、モバイル端末の整備を進める。

**(災害時における行政機関相互の通信手段の確保) (3-1, 4-1) [町] 《危機管理》**

- 県では、大地震など大規模災害発生時の通信事業者回線が機能しない場合でも、行政機関相互の通信手段を確保するため、県の通信網として県防災行政通信ネットワークを平成29年度に再整備している。引き続き、県との情報伝達や被害報告等の際は有効に活用する。

**(災害情報伝達手段の確保) (1-6, 4-2) [町] 《危機管理》**

- テレビ・ラジオ放送等が中断した際にも、町民に災害情報を提供できるよう、代替手段の整備やLアラート※、緊急速報メールを積極的に活用する。また、SNS等による双方向通信機能の活用等により、効果的な情報伝達の確保を図る。

※ Lアラート…

災害関連情報の発信者である県・市町村と放送事業者等をインターネット上の	}
共通基盤で繋ぎ、地域住民に迅速かつ効率的に情報提供を実施するもの。	

**(災害時における住民への情報伝達の強化) (1-6, 4-2) [町] 《危機管理》**

- 災害時、住民に対して防災情報や避難情報を迅速かつ確実に伝達する手段として非常に有効な同報系防災行政無線(R1デジタル化改修工事中)について、適切に運用する。
- 災害情報を伝達する場合、一つの手段で行うより、複数の手段を活用することで、より確実に住民への情報伝達が可能となることから、情報伝達手段の多重化を促進する。

## ＜広域連携＞

### （支援物資の供給等に係る広域連携体制の整備）（2-1）〔県、町、民間〕《危機管理》

- 大規模災害時における民間事業者からの物資調達等に関する協定を締結しており、引き続き、相手方と定期的な情報交換や緊急時連絡体制の確認を行う。
- 大規模災害時における、応急体制の迅速かつ円滑な確立のため、県内市町村による相互応援協定や宮城県大郷町及び宮城県美里町と災害時相互援助に関する協定を締結しているが、実効性の面に課題がある。このため、他市町村等の応援を受ける際の具体的な方針等を明示した「災害時広域受援計画」を策定する。
- 大規模災害発生に備え、応急・復旧活動の展開拠点や救援物資の輸送の中継拠点などの機能を持つ広域防災拠点について、県や防災関係機関等と連携のもと整備を進める。
- 大規模災害が発生した場合に、県内外からの支援物資を町内へ県と連携して円滑に供給するため、物資集積拠点を町内に数箇所設置する。

#### 《目標指標》

- ・ 役場庁舎の耐震化率 75.0% (H30) → 100.0% (R2) (3-1)
- ・ 多数の者が利用する建築物の耐震化率 82.2% (H28) → 90% (R6) (1-1, 1-2)
- ・ 「舟形町業務継続計画」の策定 (R6) (3-1) 《危機管理》
- ・ 「ICT-BCP（情報システムの業務継続計画）」の策定 (R6) (1-6, 3-1) 《ライフ・情報》
- ・ 「災害時広域受援計画」の策定 (R6) (2-1) 《危機管理》

## （2）危機管理

### ＜洪水対策＞

#### （洪水ハザードマップの作成）（1-3）〔町〕

- 洪水時の浸水想定区域を予め住民に周知するための洪水ハザードマップについて、国、県から提供を受けたマップ作成の基礎資料となる浸水想定区域図を基に速やかに作成・公表する。

#### （ため池の耐震化・ハザードマップ作成の推進）（1-4, 7-1）〔町〕《農林水産》

- ため池の決壊による被害を未然に防止するため、ため池の点検・耐震診断を実施し、補強の必要なため池については順次整備を行う。併せて、決壊すると多大な影響を与えるため池については、住民の避難に資する「ため池ハザードマップ」を作成・公表する。

**(避難勧告等の具体的な発令基準の運用) (1-3) [町]**

- 洪水時の住民の円滑かつ迅速な避難に資するため、対象河川に係る「避難勧告等の具体的な発令基準 (R1 策定予定)」を適切に運用する。

**(迅速な避難活動に繋がる河川・気象情報提供の強化) (1-3, 1-6) [県、町]**

- 県と連携し、避難、水防活動等の迅速な対応に繋がる河川の水位や気象情報等を的確に町民に向けて発信するため、河川監視カメラを更新、増設するとともに「県河川砂防情報システム」との連携強化を図る。

**(タイムラインの作成) (1-3) [町・民間]**

- 災害発生の前予測がある程度可能な台風について、とるべき防災対応を時系列に沿ってまとめた「タイムライン (事前防災行動計画)」を作成し、被害の最小化を図る。また、自主防災組織によるタイムライン作成等を通じた住民の自発的な早期避難体制の確立を図る。

**<土砂災害対策>**

**(土砂災害に対する警戒避難体制の整備) (1-4) [県、町] 《国土保全》**

- 土砂災害防止法に基づき県が実施する基礎調査及び土砂災害警戒区域等の指定を推進するとともに、町が行う「土砂災害ハザードマップ」の作成、土砂災害を想定した避難訓練など、警戒避難体制の整備を県と連携して強化する。

**<情報伝達機能>**

**(災害情報伝達手段の確保) (1-6, 4-2) [町] 《行政機能》**

- テレビ・ラジオ放送等が中断した際にも、町民に災害情報を提供できるよう、代替手段の整備やLアラート<sup>※</sup>、緊急速報メールを積極的に活用する。また、SNS等による双方向通信機能の活用等により、効果的な情報伝達の確保を図る。

※ Lアラート…

災害関連情報の発信者である県・市町村と放送事業者等をインターネット上
の共通基盤で繋ぎ、地域住民に迅速かつ効率的に情報提供を実施するもの

**(災害時における住民への情報伝達の強化) (1-6, 3-1) [町] 《行政機能》**

- 災害時、住民に対して防災情報や避難情報を迅速かつ確実に伝達する手段として非常に有効な同報系防災行政無線 (R1デジタル化改修工事中) について、適切に運用する。
- また、災害情報を伝達する場合、一つの手段で行うより、複数の手段を活用することで、より確実に住民への情報伝達が可能となることから、情報伝達手段の多重化を促進する。

**(災害時における行政機関相互の通信手段の確保) (3-1, 4-1) [町] 《行政機能》**

- 県では、大地震など大規模災害発生時の通信事業者回線が機能しない場合でも、行政機関相互の通信手段を確保するため、県の通信網として県防災行政通信ネットワークを平成29年度に再整備している。引き続き、県との情報伝達や被害報告等の際は有効に活用する。

**(土砂災害緊急情報など避難に資する情報伝達体制の整備) (7-1) [国、県、町]**

《国土保全》

- 融雪や豪雨、巨大地震に伴う大規模地すべり等により天然ダムが形成された場合、決壊による二次災害の発生が懸念されることから、土砂災害防止法に基づき国や県から提供される土砂災害緊急情報など避難に資する情報を、住民等に迅速に周知するための体制整備を推進する。

**<応急・復旧対策>**

**(町の業務継続に必要な体制の整備) (3-1) [町] 《行政機能》**

- 地震等の大規模災害発生時に、迅速かつ的確に舟形町地域防災計画に基づく応急対策業務や復旧・復興業務に取り組みながら、町民生活に密着する行政サービスなど災害発生時にも必要とされる通常業務を維持するため、「舟形町業務継続計画」を策定し、業務継続に必要な体制整備を進める。

**(孤立危険性のある集落との通信手段やヘリコプター離着陸可能場所の維持管理)**

(2-2) [県、町]

- 孤立危険性のある集落において、道路の寸断等により孤立した場合に備えた非常用通信設備や急患や物資の輸送を行う際に必要となるヘリコプターの離着陸場所について、適切に維持管理していく。
- 孤立危険性のある集落の状況を把握するため、内閣府が5年に1度調査（「中山間地等の集落散在地域における孤立集落発生の可能性に関する状況調査」）を行っているが、その間の状況も引き続き把握に取り組む。

**(自衛隊との連携強化) (2-3) [町]**

- 災害時の広域支援をより効果的に受け入れるため、自衛隊と平常時から情報交換や訓練等を行うことにより、連携体制の強化を図る。

**(支援物資の供給等に係る広域連携体制の整備) (2-1) [町、民間] 《行政機能》**

- 大規模災害時における民間事業者からの物資調達等に関する協定を締結しており、引き続き、相手方と定期的な情報交換や緊急時連絡体制の確認を行う。

- 大規模災害時における、応急体制の迅速かつ円滑な確立のため、県内市町村による相互応援協定や宮城県大郷町及び宮城県美里町と災害時相互援助に関する協定を締結しているが、実効性の面に課題がある。このため、他市町村等の応援を受ける際の具体的な方針等を明示した「災害時広域受援計画」を策定する。
- 大規模災害発生に備え、応急・復旧活動の展開拠点や救援物資の輸送の中継拠点などの機能を持つ広域防災拠点について、県や防災関係機関等と連携のもと整備を進める。
- 大規模災害が発生した場合に、県内外からの支援物資を町内へ県と連携して円滑に供給するため、物資集積拠点を町内に数箇所設置する。

**(災害ボランティアの受入れ体制の充実) (2-1) [町] 《リスクコミ》**

- 町は、災害ボランティアセンターの設置・運営を行う社協と密接に連携し、被災情報や必要な物資等を提供するなど側面からの積極的な支援及び関係機関との連携体制の充実に向けた取組を促進する。

**(豪雪災害時の災害救助法の適用) (1-5) [町]**

- 豪雪時における家屋倒壊を防止するため、障害物（雪）の除去など、災害救助法の適用による豪雪災害への対応を図る。

**(被災者生活再建支援制度の拡充) (8-3) [町]**

- 大規模災害発生後、被災者が速やかに生活を再建するためには、被災者生活再建支援制度の活用が有効であり、制度の適用範囲や支給範囲について、一層の拡充に向けた取組を進める。

**<地域防災力>**

**(地域コミュニティの維持) (8-3) [町、民間]**

- 大規模災害時にお互いが支え合う「共助」は、地域コミュニティの基盤であるため、各町内会と連携し、住民が主体となった地域課題解決に向けた取組みの支援や地域の拠点づくりの支援など、地域コミュニティの維持やその活力を向上する取組を通して、平時から住民が互いに支え合う関係の維持や深化を図る。

**(自主防災組織の育成強化等) (1-6, 2-3, 4-2, 8-3) [町、民間]**

- 災害による被害を最小限にとどめるとともに迅速な復旧復興を果たすためには、住民間の地域防災活動の充実が不可欠であることから、その重要な役割を担う自主防災組織の組織化と地域防災計画の策定を促進する。
- 自主防災組織と地域防災リーダーの育成を推進し、地域での災害時の初動体制・誘導體制及び組織的活動体制の確立を図る。



**（福祉避難施設の整備、避難所の耐震化・設備整備の促進）**（1-1）[町]《行政機能》

- 災害時要配慮者が確実に避難でき、安心して避難生活を送れるように福祉避難施設を整備する。
- 避難所の機能強化のため耐震化を進めるとともに、避難者の良好な生活環境を確保するため老朽化した施設の改修や必要な設備整備を促進する。

**（食料等の備蓄）**（2-1）[町]《リスクコミ》

- 家庭における備蓄については、町民に対して3日分の食料と飲料水の備蓄を要請しており、引き続き周知のための啓発活動を行う。
- 町における備蓄については、一定量の現物備蓄を確保するとともに計画的に更新する。

《目標指標》

- ・ 想定最大規模降雨を対象とした洪水ハザードマップの作成（R2）（1-4, 7-1）《農林水産》
- ・ 自主防災組織率 97.4%（R1）→ 100%（R6）（1-6, 2-3, 4-2, 8-3）
- ・ 「災害時広域受援計画」の策定（R6）（2-1）《行政機能》
- ・ 「舟形町業務継続計画」の策定（R6）（3-1）《行政機能》

**（3）建築住宅**

**<施設・建築物等の耐震化・老朽化等対策>**

**（庁舎等の耐震化・維持管理等の推進）**（1-2, 3-1）[町]《行政機能》

- 耐震化されていない役場第2庁舎について、その機能を耐震化されている他施設へ移転する方向で検討を進める。
- その他の不特定多数が集まる町有施設のうち、耐震診断されていない施設については、計画的に耐震診断を実施するとともに、他施設への機能移転や耐震改修を実施する。
- 「新耐震基準」により建築又は耐震改修が完了している施設については、施設の長寿命化を推進するとともに、計画的な維持管理・更新を行う。

**（災害時に防災拠点となる施設の整備）**（1-1, 3-1）[町]《行政機能》

- 災害時に防災拠点となる庁舎について耐震化は完了しているが、平成30年8月豪雨の際に浸水し、災害対策本部の電源が一時使用できなくなったことを踏まえ、新たな防災拠点施設を整備する。

**(住宅・建築物等の耐震化の促進) (1-1) [国、県、町、民間]**

- 町内の住宅や多数の者が利用する建築物等について、国の制度を活用した支援や啓発活動の充実、耐震診断後のフォローアップなどきめ細かな対応により、耐震化を早急に進める。また、吊り天井など非構造部材、昇降機等の建築設備、ブロック塀等の耐震対策を促進する。

**(不特定多数の者が利用する建築物等の耐震化等の促進) (1-2) [町]**

- 不特定多数の者が利用する建築物等については、地震等により損壊・倒壊した場合の影響が非常に大きくなるため、全ての建築物の耐震化等を目指した取組みを進める。
- 舟形小・中学校施設の耐震化は完了しているが、吊り天井など非構造部材の耐震対策を実施する。
- 社会教育施設のうち未耐震化の施設について、助成制度を活用しながら、耐震診断を実施するとともに、診断結果に基づく対応を促進する。
- 社会福祉施設は、地震や火災が発生したときに自ら避難することが困難な方が多く利用する施設であることから、社会福祉施設については、施設の耐震化とともにスプリンクラーの設置等により、安全の確保を図る。
- 「舟形診療所施設」については、「新耐震基準」により建築が完了していることから。今後は、施設の長寿命化を推進するとともに、計画的な維持管理・更新を行う。
- 不特定多数の者が利用する建築物等は避難所の指定を受けているものも多く、空調設備の整備、照明のLED化及び非常用電源の確保について、計画的に進める必要がある。

**(町営住宅の老朽化対策の推進) (1-1) [町]**

- 町営住宅について、「町営住宅長寿命化計画」に基づき計画的なストック管理(修繕、改善等)を推進する。

**(緊急輸送道路等の避難路沿道建築物の耐震化の促進) (1-1) [町]**

- 救急救援活動等に必要となる緊急輸送道路や避難路について、被災時において避難や救助を円滑かつ迅速に行うために沿道建築物の耐震化を促進する。また、老朽化した防犯灯等が倒壊し道路を塞ぐ恐れがあることから、防犯灯等の耐震対策をする。

**<その他対策>**

**(空き家対策の推進) (1-1) [町、民間]**

- 大規模災害発生時に、空き家の倒壊による道路の閉塞や火災発生などを防止す

るため、「舟形町空き家等対策計画」を早期に策定するとともに、県と連携して総合的な空き家対策を推進する。

#### （がけ地近接等危険住宅の安全確保の促進）（1-1）〔町、民間〕

- がけ地の崩壊等による危険が著しい住宅の移転について、国の制度を活用した支援などにより、居住者の安全確保を促進する。

#### （家具の転倒防止対策の推進）（1-1）〔町、民間〕

- 大規模地震発生時に、家具転倒による人的被害を防止するため、町民に対する啓発活動の充実など、家具転倒防止対策を推進する。

#### （事業所・店舗における棚等の転倒防止対策の推進）（1-2）〔町、民間〕

- 大規模地震発生時に、事業所執務室の書棚や店舗の陳列棚等の転倒による人的被害を防止するため、事業所等に対する啓発活動の充実など、事業所や店舗における棚等の転倒防止対策を推進する。

#### ＜目標指標＞

- ・ 役場庁舎の耐震化率 75.0% (H30) → 100.0% (R2) (3-1)
- ・ 多数の者が利用する建築物の耐震化率 82.2% (H28) → 90% (R6) (1-1, 1-2)

## （４）交通基盤

### ＜道路関係防災対策＞

#### （緊急輸送道路・重要物流道路等の整備・確保）（1-1, 2-1, 2-4, 8-4）〔国、県、町〕

- 被災時において、食料・飲料水等、生命に関わる物資供給を円滑かつ迅速に行うため、緊急輸送道路等の拡幅や歩道・側溝の整備等道路改良事業のほか、冠水・落石等危険個所の防災対策工事、雪崩・防雪施設の整備、橋梁の耐震補強工事、並びに橋梁及び大型カルバートの長寿命化を推進するとともに、国・県に対し要望する。

#### （高速道路及び地域高規格道路等の整備）（5-1）〔国、県、町〕

- 大規模災害時に町内外被災地への物資供給や人的支援等を迅速に行うため、町内外を結ぶ高速道路や地域高規格道路、特に東日本大震災により重要性が認識された日本海側と太平洋側を結ぶ「横軸」幹線道路、県境道路等の早期整備を促進する。

- 被災地や防災拠点等への速やかなアクセスを可能とする高速道路等へのアクセス道路の整備を進める。

#### **(道路施設の防災対策・耐震化・老朽化対策の推進) (5-1,6-4) [国、県、町]**

- 道路施設の防災対策について、落石崩壊、岩石崩壊や雪崩などの道路防災総点検の結果に基づき、引き続き計画的に対策工事を進める。また、橋梁の耐震化についても、緊急輸送道路等の橋梁を中心に計画的に対策工事を実施するとともに、国・県に対し要望する。
- 橋梁をはじめとした道路施設等の老朽化対策については、各施設の長寿命化修繕計画に基づき、計画的な維持管理・更新を実施する。

#### **(孤立集落アクセスルートの確保) (2-2) [県、町]**

- 被災時において、孤立集落の発生を防ぐため、迂回ルートを新たに整備するとともに、孤立集落への既設のアクセスルートにおける冠水・落石等危険箇所の防災対策工事、雪崩・防雪施設の整備、橋梁の耐震補強工事、道路を跨ぐ各種施設、トンネル及びスノー（ロック）シェッドの長寿命化を推進するとともに、県に対し要望する。

### **<豪雪対策>**

#### **(暴風雪時における的確な道路管理の推進) (1-5) [国、県、町]**

- 暴風雪時には、関係機関連携のもと迅速かつ的確な道路管理を実施するとともに、災害発生時においては、各道路管理者による応急復旧や道路啓開により早期に交通路を確保する必要があるため、平時から関係機関等との連携構築等を図る。

#### **(道路の防雪施設の整備) (1-5) [国、県、町]**

- 各道路管理者においては、道路防災総点検を踏まえた要対策箇所を中心に、雪崩防止柵、防雪柵など必要な防雪施設の整備や流雪溝等の除排雪施設の整備を重点的に進めているが、必要箇所への対策は進捗途上であり、気象条件の変化による新たな対策必要箇所と併せて整備を促進する。

#### **(道路の除雪体制等の確保) (1-5) [町]**

- 豪雪時においても町民の生活を維持・確保するため、ロータリー除雪車を購入し、除雪体制の充実・強化を図る。
- 安定的な除雪体制を確保する上で、各道路管理者の財政事情や除雪作業を請け負う事業者の経営環境の悪化、除雪機械の老朽化など、多くの課題があり、これらの課題を踏まえた総合的な対策を検討する。

《目標指標》

- ・ 町道施設の防災対策箇所の整備着手率 16.7% (H31) → 27.8% (R6)  
(1-1, 1-5, 2-1, 2-4, 5-1, 6-4, 8-4)

(5) 国土保全

＜洪水・土砂災害対策＞

(農地・農業用施設等の保全管理の推進) (7-2) [県、町、民間] 《農林水産》

- 農地が持つ保水効果や土壌流出の防止効果などの国土保全機能は、営農の継続により発揮されることから、農家や地域住民が共同で行う水路、農道等の保全管理を推進する。

(治水対策の推進) (1-3) [国、県、町] 《国土保全》

- 近年の気候変動による局地的な大雨（いわゆるゲリラ豪雨）に対処するため、まちづくりや地域環境にも配慮した河川整備を国・県に要請していく。

(河川管理施設の維持管理) (1-3) [国、県、町]

- 河川が有する流下能力を常に発揮できるようにするため、河積阻害の大きな要因となる河道の堆積土砂や河川支障木の除去に重点をおいて取り組むほか、経年劣化した護岸等の補強・補修を行う。

(土砂災害に対する警戒避難体制の整備) (1-4) [町] 《危機管理》

- 土砂災害防止法に基づく基礎調査の実施及び土砂災害警戒区域等の指定を推進するとともに、土砂災害ハザードマップの作成、土砂災害を想定した避難訓練など、町が行う警戒避難体制の整備を県と連携して強化する。

(砂防施設の整備・維持管理の推進) (7-1) [県、町]

- 砂防施設の整備について、災害発生個所の再度災害防止対策及び人家集中個所の保全対策などを重点的に推進する。
- 砂防施設の長寿命化や技術革新等に対応した更新によるコスト縮減を念頭に、既存施設の現状や、機能・効果等の判定を踏まえた計画的な施設更新・修繕等を国・県に要請していく。

(土砂災害緊急情報など避難に資する情報伝達体制の整備) (7-1) [国、県、町]

《危機管理》

- 融雪や豪雨、巨大地震に伴う大規模地すべり等により天然ダムが形成された場合、決壊による二次災害の発生が懸念されることから、土砂災害緊急情報など避難に資する情報を、住民等に迅速に周知するための体制整備を推進する。

《目標指標》

- ・ 農地・農業用施設等を農家や地域住民が共同で保全管理する活動面積のカバー率  
63% (R1) → 72% (R6) (7-2) 《農林水産》
- ・ 山地災害危険区域における治山事業の新規着手箇所数  
0 箇所 (R1) → 3 箇所 (R6) (1-4, 2-2, 7-1, 7-2) 《農林水産》

(6) 保健医療・福祉

<医療機関等の非常時対応>

(社会福祉施設等における食糧等の備蓄促進) (2-4) [町、民間]

- 高齢者福祉施設等で1日3食を提供する施設については、3日分程度の食料と飲料水の備蓄を指導しており、引き続き周知を図る。

(災害発生時を想定した社会福祉施設の体制整備) (2-4) [町、民間]

- 各社会福祉施設の防災対策について、定期的な監査等を通じ現状に合わせた防災計画の見直しについて助言・指導を行うとともに、関係機関・団体との広域的な応援協力体制を構築する。

(介護老人保健施設の浸水防止対策) (2-4) [県、町、民間]

- 平成30年8月豪雨時に建物が浸水した介護老人保健施設について、県及び経営する医療法人と連携して浸水防止対策を実施する。

<防疫対策>

(防疫対策の推進) (2-5) [町]

- 平時から、災害発生時における消毒や害虫駆除等、速やかな感染症予防対策の重要性について普及啓発を行うとともに、定期の予防接種の接種率向上に取り組み、予防できる感染症の流行に備える。
- 避難所における感染症のまん延防止のため、手洗い及び手指消毒の励行、咳エチケットを徹底するとともに、トイレ等汚染の可能性のある区域を明確に区分し、生活空間の衛生の確保を図る。

- 災害時の感染症の拡大防止を図るため、消毒ポイントの設置及び消毒ポイントにおける消毒作業を円滑に実施する。

#### 《目標指標》

- ・ 予防接種法に基づく麻しん・風しんワクチン（第2期）の接種率  
97.3%（H30）→ 100%（R6）（2-5）
- ・ 予防接種法に基づく四種混合ワクチン（破傷風を含む）接種率  
95.0%（H30）→ 100%（R6）（2-5）
- ・ 予防接種法に基づく高齢者インフルエンザワクチン接種率  
48.9%（H30）→ 60%（R6）（2-5）

### （7）ライフライン・情報通信

#### （再生可能エネルギーの導入拡大）（6-1）[町、民間]《産業経済》

- 家庭・事業所及び公共施設へ太陽光やバイオマス、地中熱などの再生可能エネルギー設備の導入を促進する。

#### <水道>

##### （水道施設の耐震化・老朽化対策の推進）（2-1, 6-2）[町]

- 水道施設の耐震化率は、配水施設を除き全国水準を上回っているが、施設の老朽化対策と併せ、さらに耐震化を着実に進める。

##### （災害時の応急給水体制などの整備）（2-1, 6-2）[町]

- 水道事業においては、給水拠点の確保のための緊急遮断弁、耐震性非常用貯水槽などの整備と併せ、速やかな応急給水や復旧活動のための復旧資機材及び災害時における応援協定に基づく各種関係事業者との連携した応急給水体制などの整備を進める。

#### <下水道等>

##### （下水道に係る業務継続計画（BCP）等の策定・施設耐震化等の推進）（6-3）[町]

- より実効性のある「下水道BCP」及び下水道施設のストックマネジメント計画の見直しをする。また、下水道施設の耐震化及びストックマネジメント計画等に基づく老朽化対策を着実に進める。

##### （農業集落排水施設の機能保持・老朽化対策の促進）（6-3）[町]《農林水産》

- 農業集落排水施設の長寿命化計画を策定する。計画に基づき、汚水処理施設について、災害時の停電による冠水を防止するため、非常用エンジンや自家発電機

の設置を進めるとともに、機能診断の実施割合を高め適切な維持修繕を施すなど、老朽化対策を促進する。

#### 〈情報通信〉

##### （災害時における住民等への情報伝達体制の強化）（1-6, 3-1）〔町〕《危機管理/行政機能》

- 災害時、住民に対して防災情報や避難情報を迅速かつ確実に伝達する手段として非常に有効な同報系防災行政無線（R1デジタル化改修工事中）について、適切に運用する。
- また、災害情報を伝達する場合、一つの手段で行うより、複数の手段を活用することで、より確実に住民への情報伝達が可能となることから、情報伝達手段の多重化を促進する。

##### （IT部門における業務継続体制の整備）（3-1）〔町〕《行政機能》

- 非常時でも優先的に実施しなければならない業務に不可欠な情報システムの「ICT-BCP（情報システムの業務継続計画）」を策定し、業務の継続性を確保するための対策を講じるとともに、ICT-BCPの実効性を高めるため、訓練等により定期的に計画内容の点検・更新を行う。
- 災害時のシステム不稼働のリスクを減らすため、自治体クラウドの導入やデータセンターの活用など、情報システムの機能維持のための取組みを進める。
- 災害時における正確な情報伝達や的確な行政判断を行ううえで、機動性に優れたモバイル端末の利用が有効であることから、行政機能確保のために、より一層モバイル端末の整備を進める。

#### 〈目標指標〉

- ・ 水道の基幹管路の耐震適合率 54%（H29）→ 60%（R6）（2-1, 6-2）
- ・ 「ICT-BCP（情報システムの業務継続計画）」の策定（R6）（1-6, 3-1）《行政機能/危機管理》



## 8) 産業経済

### <エネルギー>

(再生可能エネルギーの導入拡大) (6-1) [町、民間] 《ライフ・情報》

- 家庭・事業所及び公共施設へ太陽光やバイオマス、地中熱などの再生可能エネルギー設備の導入を促進する。

## (9) 農林水産

### <食料供給>

(食料生産基盤の整備) (5-2) [町、民間]

- 災害が発生しても、安定的に食料生産ができるよう、耐震化などの防災・減災対策を含めた、農地や農業水利施設などの生産基盤の整備を推進する。

(食料及び生産基盤の有害鳥獣による被害防止) (5-2) [町、民間]

- 有害鳥獣による食料（農産物）及び生産基盤（農用地及び関係施設）等の被害防止に向け、駆除や追い払い対策を含めた総合的な対策を行うため、対策を実施する組織の維持及び能力の向上を図るとともに、電気柵をはじめとした被害防止施設の整備を推進する。

### <農林漁業施設の耐震化・老朽化対策>

(農地・農業用施設等の保全管理の推進) (7-2) [県、町、民間] 《国土保全》

- 農地が持つ保水効果や土壌流出の防止効果などの国土保全機能は、営農の継続により発揮されることから、農家や地域住民が共同で行う水路、農道等の保全管理を推進する。

(農業水利施設の耐震化・老朽化対策の推進) (6-2) [県、町、民間]

- 基幹的な農業水利施設について、機能診断を速やかに実施し、これに基づく耐震化・老朽化対策を着実に推進する。

(治山施設等の土砂災害対策・災害に強い路網整備の推進) (1-4, 2-2, 7-1, 7-2) [国、県、町]

- 治山施設や地すべり防止施設等の土砂災害対策を進めるとともに、山地災害の防止や水源の涵養など、森林の公益的機能の維持・増進を図る。また、災害時の避難や救援等に備えた林道の整備や治山ダムなどインフラの耐震化・長寿命化により、災害に強い交通網を整備する。

**（農業集落排水施設の機能保持・老朽化対策の促進）（6-3）[町]《ライフ・情報》**

- 農業集落排水施設の長寿命化計画を策定する。計画に基づき、汚水処理施設について、災害時の停電による冠水を防止するため、非常用エンジンや自家発電機の設置を進めるとともに、機能診断の実施割合を高め適切な維持修繕を施すなど、老朽化対策を促進する。

**（ため池の耐震化・ハザードマップ作成の推進）（1-4, 7-1）[町]《危機管理》**

- ため池の決壊による被害を未然に防止するため、ため池の点検・耐震診断を実施し、補強の必要なため池については順次整備を行う。併せて、決壊すると多大な影響を与えるため池については、住民の避難に資する「ため池ハザードマップ」の作成・公表を推進する。

《目標指標》

- ・ 農地・農業用施設等を農家や地域住民が共同で保全管理する活動面積のカバー率  
63% (R1) → 72% (R6) (7-2)《国土保全》
- ・ 山地災害危険区域における治山事業の新規着手箇所数  
0箇所/年 (R元) → 3箇所/年 (R6) (1-5, 2-2, 7-1, 7-2)《国土保全》
- ・ 想定最大規模降雨を対象とした洪水ハザードマップの作成 (R2) (1-4, 7-1)《危機管理》

**(10) 環境**

＜災害廃棄物対策＞

**（災害廃棄物処理計画の策定）（8-1）[町]**

- 環境省の「災害廃棄物対策指針」を踏まえ、町災害廃棄物の仮置場や廃棄物処理施設での処理体制の確保等をまとめた「災害廃棄物処理計画」を策定し、本町における災害廃棄物の適正かつ迅速な処理体制の構築を図る。

**（リサイクルプラザもがみへの輸送路確保）（8-1）[町、最上広域]**

- 最上広域市町村圏事務組合の不燃物処理施設であるリサイクルプラザもがみへのアクセスルートが落石や法面崩壊等により通行不能となった場合に備え、同施設へ輸送路を確保する。

**（経済活動を阻害する災害廃棄物処理の支援）（8-1）〔町〕**

- 近年頻発する異常気象及び台風等に起因した豪雨災害により発生する災害廃棄物について、営農等の経済活動が阻害されることを防止するため、迅速に廃棄物処理が行われるよう処理体制の整備を図る。

＜目標指標＞

- ・ 舟形町災害廃棄物処理計画の策定（R2）（8-1）
- ・ 台風等による農用地への稲わらの堆積面積5ha（R1）→0ha（R2）（8-1）

**（11）リスクコミュニケーション**

＜防災教育＞

**（防災教育の充実）（1-6）〔町、民間〕**

- 地域や事業所における防災意識の向上のため、ホームページなどで実施している防災知識の普及啓発について、啓発内容の充実等を図る。  
災害から身を守るため、新たに整備する福祉避難施設等において、自主防災組織や児童・生徒への防災教育の充実等を図る。

**（雪下ろし事故を防止するための注意喚起）（1-5）〔町〕**

- 雪下ろし中の転落事故が後を絶たないことから、今後とも引き続き、積雪状況や気象の見通しに基づき、事故防止の注意喚起を行う。

**（食料等の備蓄）（2-1）〔町〕《危機管理》**

- 家庭における備蓄については、町民に対して3日分の食料と飲料水の備蓄を要請しており、引き続き周知のための啓発活動を行う。  
町における備蓄については、一定量の現物備蓄を確保するとともに計画的に更新する。

＜防災訓練＞

**（防災訓練の充実）（1-6）〔町、民間〕**

- 災害発生時に、迅速な初動対応により被害を最小限にとどめるためには、平常時から各種訓練を実施することが必要であることから、総合防災訓練や災害時要配慮者を対象とした避難訓練など、より多くの町民の参加による実践的な訓練に取り組む。

## <要配慮者支援>

### (災害時の要配慮者支援の促進) (1-6) [町]

- 避難行動要支援者の避難行動や避難生活を支援するために必要な避難行動要支援者名簿について適宜更新するとともに、個別計画について作成する。

## <関係機関との連携・人材育成>

### (災害ボランティアの受入れに係る連携体制の充実) (2-1) [町] 《危機管理》

- 町は、災害ボランティアセンターの設置・運営を行う社協と密接に連携し、被災情報や必要な物資等を提供するなど側面からの積極的な支援及び関係機関との連携体制の充実に向けた取組を促進する。

### (建設関係団体との連携強化) (8-2) [町、民間]

- 町は、各種建設関係団体と災害時における応急対策への支援について協定を締結しているが、大規模災害時において、建設関係事業者の広域的な応援協力による応急対策が迅速かつ効果的に行われるよう、防災訓練等を通じ一層の連携強化を図る。

## 《目標指標》

- ・ 自主防災組織率 97.4% (R1) → 100% (R6) (1-6, 2-3, 4-2, 8-3) 《危機管理》

## V 計画の推進

### 1 計画の推進管理

本計画に掲げる施策の実効性を確保するためには、明確な責任体制のもとで施策毎の推進管理を行うことが必要である。

このため、計画の推進に当たっては、所管課室を中心に、国や県等との連携を図りながら、個別の施策毎の進捗状況や目標の達成状況などを継続的に検証するPDCAサイクルの実践を通じて、効果的な施策の推進につなげていく。

### 2 計画の見直し

本計画は、基本計画と整合を図るため、概ね5年ごとに、社会経済情勢等の変化や施策の進捗状況等を考慮し、計画内容の見直しを行うこととする。なお、それ以前においても、施策の進捗状況や国、県及び関係機関等の動向を踏まえ、必要に応じて変更の検討を行うこととする。

また、本計画は、国土強靱化に係る指針となるものであることから、国土強靱化に関する他の計画等を見直しする際には、本計画を基本として必要に応じて計画内容の修正等を行うものとする。

**「舟形町国土強靱化地域計画事業一覧」 令和2年2月**

施策分野（11）	施策分野ごとの施策推進方針
<p><b>(1) 行政機能 (消防含む)</b></p>	<p><b>〈行政機能〉 (庁舎等の耐震化・維持管理等の推進)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅・建築物安全ストック形成事業 現保健センター改修事業、水道監視盤移設事業、第2庁舎解体事業、 B&amp;G海洋センター・堀内生活改善センター・清流荘の耐震診断の実施と機能移転又は耐震改修の検討実施</li> <li>・舟形町町有財産総合管理基本方針に基づく施設の長寿命化事業 舟形町生涯学習センター改修事業、舟形町農村環境改善センター改修事業</li> <li>・非常用発電設備等設置事業《以上、町》</li> </ul> <p><b>(災害時に防災拠点となる施設の整備)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・防災拠点施設整備事業《町》</li> </ul> <p><b>(大規模災害時の消防力の確保)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小型動力ポンプ積載車購入事業、消火栓改修事業、避難所情報収集環境整備事業、 排水ポンプ等消防資機材整備事業《以上、町》</li> </ul> <p><b>(消防関係施設の耐震化・老朽化対策の推進)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・最上広域消防本部庁舎建設事業《最上広域・町》</li> <li>・積載車格納庫改修事業《町》</li> </ul> <p><b>(被害発生危険性の高い地域に立地する公共施設対策の推進)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・舟形中学校の移転・改築の検討《町》</li> </ul> <p><b>(福祉避難施設の整備、避難所の耐震化・設備整備の促進)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅・建築物安全ストック形成事業 福祉避難施設整備事業、舟形小学校吊り天井対策事業、舟形小・中学校照明器具改修事業、 中央公民館照明器具改修事業、指定避難所の空調設備改修・LED化事業、情報通信環境整備事業、 その他避難所の設備の充実 《以上、町》</li> </ul> <p><b>(町の業務継続に必要な体制の整備)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・舟形町業務継続計画の策定《町》</li> </ul> <p><b>(IT部門における業務継続体制整備)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「ICT-BCP（情報システムの業務継続計画）」の策定、</li> <li>・自治体クラウドの導入</li> <li>・災害時における行政機能確保のためのモバイル端末の整備《以上、町》</li> </ul> <p><b>(災害時における行政機関相互の通信手段の確保)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・避難所情報収集環境整備事業</li> <li>・防災拠点施設整備事業《以上、町》</li> </ul> <p><b>(災害時における住民への情報伝達の強化)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・防災行政無線のデジタル化改修・個別受信機の設置（R1）</li> <li>・情報連携システム及びメール配信システム導入事業《以上、町》</li> </ul> <p><b>〈広域連携〉 (支援物資の供給等に係る広域連携体制の整備)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・舟形町災害時広域受援計画の策定</li> <li>・物資集積拠点の整備《以上、町》</li> </ul>

**「舟形町国土強靱化地域計画事業一覧」 令和2年2月**

施策分野（11）	施策分野ごとの施策推進方針
<p><b>(2) 危機管理</b></p>	<p><b>〈洪水対策〉</b>  <b>(洪水ハザードマップの作成)</b>                      ・地域防災計画・ハザードマップの作成《町》</p> <p><b>(ため池の耐震化・ハザードマップ作成の推進)</b>                      ・ため池の点検・耐震診断の実施                      （平沢ため池、福寿野ため池、日金ため池、松山ため池、西又ため池、平石ため池、平林ため池、湯の入ため池、太郎野ため池、）                      ・地域防災計画・ハザードマップの作成《町》</p> <p><b>(迅速な避難活動に繋がる河川・気象情報提供の強化)</b>                      ・最上川・最上小国川への河川監視カメラ新設事業《県》                      ・ライブカメラ更新事業《町》</p> <p><b>(タイムラインの作成)</b>                      ・町タイムラインの作成、自主防災組織のタイムライン作成に係る支援《町、民間》</p> <p><b>〈土砂災害対策〉</b>  <b>(土砂災害に対する警戒避難体制の整備)</b>                      ・土砂災害ハザードマップの作成《町》</p> <p><b>〈情報伝達機能〉</b>  <b>(災害時における住民への情報伝達の強化)</b>                      ・防災行政無線のデジタル化改修・個別受信機の設置（R1）《町》</p> <p><b>(災害時における行政機関相互の通信手段の確保)</b>                      ・避難所情報収集環境整備事業                      ・防災拠点施設整備事業《以上、町》</p> <p><b>〈応急・復旧対策〉</b>  <b>(町の業務継続に必要な体制の整備)</b>                      ・舟形町業務継続計画の策定《町》</p> <p><b>(支援物資の供給等に係る広域連携体制の整備)</b>                      ・舟形町災害時広域受援計画の策定                      ・物資集積拠点整備事業《以上、町》</p> <p><b>〈地域防災力〉</b>  <b>(地域コミュニティの推進)</b>                      ・地域づくり総合支援事業、地域協働環境整備事業《以上、町・民間》</p> <p><b>(自主防災組織の育成強化等)</b>                      ・地域づくり総合支援事業《町、民間》</p> <p><b>(福祉避難施設の整備、避難所の耐震化・設備整備の促進)</b>                      ・住宅・建築物安全ストック形成事業                      福祉避難施設の整備、舟形小学校吊り天井対策事業、舟形小・中学校照明器具改修事業、                      中央公民館照明器具改修事業、指定避難所の空調設備改修・LED化、その他避難所の設備の充実《以上、町》</p> <p><b>(食料等の備蓄)</b>                      ・町における現物備蓄の確保《町》</p>

**「舟形町国土強靱化地域計画事業一覧」 令和2年2月**

施策分野（11）	施策分野ごとの施策推進方針
<p><b>(3) 建築住宅</b></p>	<p><b>〈施設・建築物等の耐震化・老朽化対策〉</b>  <b>(庁舎等の耐震化・維持管理等の推進)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅・建築物安全ストック形成事業              現保健センター改修事業、水道監視盤移設事業、第2庁舎解体事業、              B&amp;G海洋センター・堀内生活改善センター・清流荘の耐震診断の実施と機能移転又は耐震改修の検討実施</li> <li>・舟形町町有財産総合管理基本方針に基づく施設の長寿命化事業              舟形町生涯学習センター改修事業、舟形町農村環境改善センター改修事業《以上、町》</li> </ul> <p><b>(災害時に防災拠点となる施設の整備)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・防災拠点施設整備事業《町》</li> </ul> <p><b>(住宅・建築物等の耐震化の促進)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅・建築物安全ストック形成事業（住宅建築物耐震改修事業）《国、県、町、民間》</li> </ul> <p><b>(不特定多数の者が利用する建築物等の耐震化等の促進)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅・建築物安全ストック形成事業              B &amp; G 海洋センター耐震診断及び耐震化事業、舟形小学校吊り天井対策事業、舟形小中学校照明器具改修事業、              保育園照明器具改修事業、中央公民館照明器具改修事業、舟形診療所の長寿命化対策事業《以上、町》</li> <li>・公営住宅整備事業              町営住宅1号棟2号棟玄関扉改修事業、町営住宅舟形団地敷地内舗装事業、町営住宅1号棟2号棟浴室及びガス              配管等改修事業、町営住宅1号棟2号棟屋根等改修事業、西堀集合住宅屋根改修事業、町営住宅1号棟3号棟物              置更新事業、子育て支援住宅ハイムひだまりI棟II棟融雪設備改修事業《以上、町》</li> </ul> <p><b>(緊急輸送道路等の避難路沿道建築物の耐震化の促進)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅・建築物安全ストック形成事業の推進（危険ブロック塀の改修支援事業）《町・民間》</li> <li>・防犯灯耐震化事業《町》</li> </ul> <p><b>〈その他対策〉</b>  <b>(空き家対策の推進)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・舟形町空き家等対策計画の策定、空き家除去補助金、空き家対策総合支援事業《以上、町》</li> </ul> <p><b>(家具の転倒防止対策の推進)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅建築物耐震改修事業《町、民間》</li> </ul> <p><b>(がけ地近接等危険住宅の安全確保の促進)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅・建築物安全ストック形成事業（がけ地近接等危険住宅移転事業）《町、民間》</li> </ul> <p><b>(事業所・店舗における棚等の転倒防止対策の推進)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・舟形町商工業活カアップ推進事業《町、民間》</li> </ul>



**「舟形町国土強靱化地域計画事業一覧」 令和2年2月**

施策分野 (1)	施策分野ごとの施策推進方針			
(4) 交通基盤	<b>〈道路関係防災対策〉</b> <b>(緊急輸送道路・重要物流道路等の整備・確保)</b> ○国道関係 国道13号道路改良事業(舟形)《国》 ○主要地方道関係 ・主要地方道新庄次年年子線「堀内橋」橋梁整備事業(堀内)、主要地方道舟形大蔵線歩道設置事業(舟形) ・以下、町から県への要望事業 (主要地方道新庄次年年子村山線道路嵩上事業(富田)、主要地方道大石田畑線道路改良事業(瀬脇・実栗屋)、 県道新庄長沢尾花沢線踏切拡幅事業(内山)、主要地方道新庄次年年子村山線道路改良工事(松橋)、 主要地方道新庄舟形線道路改良工事(沖の原)、主要地方道新庄次年年子村山線側溝整備事業(真木野)、 主要地方道新庄舟形線歩道整備事業(幅))《以上、県》 ○町道関係			
	<b>事業名</b>	<b>路線名</b>	<b>事業期間</b>	<b>総事業費</b>
	道路新設改良事業	町道福寿野岡矢場線	平成25年度～令和5年度	200百万円
	道路改良事業	町道舟形一の関線	平成26年度～令和3年度	150百万円
	道路新設改良事業	木友	令和2年度～令和6年度	25百万円
	〃	沖の原	令和2年度～令和6年度	20百万円
	〃	舟形	令和2年度～令和6年度	20百万円
	道路改良事業	町道舟形三号線	令和2年度～令和6年度	25百万円
	〃	町道長尾幅線	令和2年度～令和6年度	20百万円
	〃	町道福寿野沖の原線	令和2年度～令和6年度	300百万円
	〃	町道舟形寺下線	令和2年度～令和6年度	200百万円
	<b>(高速道路及び地域高規格道路等の整備)</b> 東北中央自動車道東北IC-村山間の開通、地域高規格道路石巻新庄道路及び新庄酒田道路整備事業、 新庄湯沢地域間高規格道路整備事業《以上、国》			
	<b>(道路施設の防災対策・耐震化・老朽化対策の推進)</b> ○国道関係 国道13号道路改良事業(舟形)《国》 ○県道関係 ・主要地方道新庄次年年子線「堀内橋」橋梁整備事業(堀内) ・以下、町から県への要望事業 (県道新庄長沢尾花沢線道路拡幅事業(長沢)、県道新庄長沢尾花沢線踏切拡幅事業(内山)、 県道芦沢停車場実栗屋線道路改良工事(実栗屋)、県道新庄長沢尾花沢線道路改良事業(長沢)、 主要地方道新庄次年年子村山線側溝整備事業(真木野)、県道新庄長沢尾花沢線側溝整備事業(内山)、 主要地方道舟形大蔵線側溝整備事業(一の関・長者原・福寿野)、 主要地方道新庄舟形線防雪柵設置事業(舟形)、主要地方道新庄次年年子村山線側溝整備事業(松橋)、 主要地方道大石田畑線側溝整備事業(堀内地内)、主要地方道新庄次年年子村山線側溝整備事業(堀内)、 主要地方道新庄舟形線雪崩防止柵設置事業(長沢))《以上、県》 ○町道関係			
	<b>事業名</b>	<b>路線名</b>	<b>事業期間</b>	<b>総事業費</b>
	長寿命化修繕計画	町道橋梁	平成28年度～令和6年度	30百万円
橋梁補修事業	町道橋梁	平成28年度～令和6年度	40百万円	
舗装補修事業	町道	令和2年度～令和6年度	100百万円	
側溝整備事業	町道舟形一号線	令和2年度～令和6年度	100百万円	
雪崩防止対策事業	町道舟形太郎野線	令和2年度～令和6年度	200百万円	
〃	町道一の関若あゆ大平線	令和2年度～令和6年度	100百万円	
〃	町道折渡樽原線	令和2年度～令和6年度	30百万円	
〃	町道太郎野富田線	令和2年度～令和6年度	30百万円	
〃	町道内山長尾線	令和2年度～令和6年度	30百万円	
〃	町道長尾幅線	令和2年度～令和6年度	20百万円	
〃	町道長沢二号線	令和2年度～令和6年度	20百万円	
〃	町道内山一号線	令和2年度～令和6年度	20百万円	
〃	町道内山長沢駅線	令和2年度～令和6年度	50百万円	
〃	町道紫山内山線	令和2年度～令和6年度	30百万円	
〃	町道猿羽根山線	令和2年度～令和6年度	40百万円	
〃	町道沖の原長者原線	令和2年度～令和6年度	30百万円	
〃	町道舟形平沢長沢線	令和2年度～令和6年度	20百万円	
〃	町道経壇原裏の山舟形線	令和2年度～令和6年度	20百万円	
〃	町道真木野実栗屋線	令和2年度～令和6年度	30百万円	
〃	町道洲崎山家真木野線	令和2年度～令和6年度	20百万円	
〃	町道真木野後山線	令和2年度～令和6年度	20百万円	
〃	町道西又次年年子線	令和2年度～令和6年度	30百万円	
<b>(孤立集落アクセスルートの確保)</b> ・主要地方道新庄次年年子線「堀内橋」橋梁整備事業(堀内)、主要地方道大石田畑線雪崩予防柵設置事業(堀内) ・以下、町から県への要望事業 (主要地方道新庄次年年子村山線富田地区の道路嵩上事業、 主要地方道大石田畑線道路改良事業(瀬脇、実栗屋))《以上、県》				
<b>事業名</b>	<b>地区名</b>	<b>事業期間</b>	<b>総事業費</b>	
道路新設事業(孤立化対策)	太折	令和2年度～令和6年度	300百万円	

「舟形町国土強靱化地域計画事業一覧」 令和2年2月

施策分野 (11)	施策分野ごとの施策推進方針			
(4) 交通基盤	<p>〈豪雪対策〉                      (道路の防雪施設の整備)                      ○国道関係                      国道13号歩道整備事業(舟形)《国》                      ○県道関係                      ・主要地方道新庄次子線「堀内橋」橋梁整備事業(堀内)、主要地方道大石田畑線雪崩予防柵設置事業(堀内)                      ・以下、町から県への要望事業                      (県道新庄長沢尾花沢線道路拡幅事業(長沢)、県道新庄長沢尾花沢線踏切拡幅事業(内山)、                      県道芦沢停車場実栗屋線道路改良工事(実栗屋)、県道新庄長沢尾花沢線道路改良事業(長沢)、                      主要地方道新庄次子村山線側溝整備事業(真木野)、県道新庄長沢尾花沢線側溝整備事業(内山)、                      主要地方道舟形大蔵線側溝整備事業(一の関・長者原・福寿野)、                      主要地方道新庄舟形線防雪柵設置事業(舟形)、主要地方道新庄次子村山線側溝整備事業(松橋)、                      主要地方道大石田畑線側溝整備事業(堀内地内)、主要地方道新庄次子村山線側溝整備事業(堀内)、                      主要地方道新庄舟形線雪崩防止柵設置事業(長沢)《以上、県》                      ○町道関係</p>			
	事業名	路線名	事業期間	総事業費
	長寿命化修繕計画	町道橋梁	平成28年度～令和6年度	30百万円
	橋梁補修事業	町道橋梁	平成28年度～令和6年度	40百万円
	舗装補修事業	町道	令和2年度～令和6年度	100百万円
	側溝整備事業	町道舟形一号線	令和2年度～令和6年度	100百万円
	雪崩防止対策事業	町道舟形太郎野線	令和2年度～令和6年度	200百万円
	〃	町道一の関若あゆ大平線	令和2年度～令和6年度	100百万円
	〃	町道折渡檜原線	令和2年度～令和6年度	30百万円
	〃	町道太郎野富田線	令和2年度～令和6年度	30百万円
	〃	町道内山長尾線	令和2年度～令和6年度	30百万円
	〃	町道長尾幅線	令和2年度～令和6年度	20百万円
	〃	町道長沢二号線	令和2年度～令和6年度	20百万円
	〃	町道内山一号線	令和2年度～令和6年度	20百万円
	〃	町道内山長沢駅線	令和2年度～令和6年度	50百万円
	〃	町道紫山内山線	令和2年度～令和6年度	30百万円
	〃	町道猿羽根山線	令和2年度～令和6年度	40百万円
	〃	町道沖の原長者原線	令和2年度～令和6年度	30百万円
	〃	町道舟形平沢長沢線	令和2年度～令和6年度	20百万円
	〃	町道経壇原裏の山舟形線	令和2年度～令和6年度	20百万円
〃	町道真木野実栗屋線	令和2年度～令和6年度	30百万円	
〃	町道洲崎山家真木野線	令和2年度～令和6年度	20百万円	
〃	町道真木野後山線	令和2年度～令和6年度	20百万円	
〃	町道西又次子線	令和2年度～令和6年度	30百万円	
<p>(道路の除雪体制等の確保)                      □一タリ除雪車購入事業《町》</p>				

**「舟形町国土強靱化地域計画事業一覧」 令和2年2月**

施策分野（1）	施策分野ごとの施策推進方針
<p><b>(5) 国土保全</b></p>	<p>〈洪水・土砂災害対策〉  <b>(農地・農業用施設等の安全管理の推進)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・多面的機能支払交付金（18保全会）、中山間地域等直接支払交付金（29集落協定）</li> <li>・町土地改良事業、土地改良施設維持管理適正化事業《以上、民間》</li> <li>・地域農業水利施設ストックマネジメント事業、農道維持補修事業、農業経営高度化支援事業、              県営造成施設管理体制整備推進事業《以上県》</li> <li>・富田排水機場維持管理事業、舟形町土地改良区施設維持管理事業（三光堰、大堰、富田堰）《以上、町》</li> </ul> <p><b>(治水対策の推進)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・最上川・最上小国川及び県管理河川、町管理河川の河川改修事業、最上小国川かわまちづくり事業              《国・県・町》</li> </ul> <p><b>(河川管理施設の維持管理)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・最上川・最上小国川及び県管理河川、町管理河川の内水対策、堆積土砂・支障木の撤去、護岸等の補修・補強              《国・県・町》</li> </ul> <p>○町管理河川15河川              うち準用河川（我防沢川、内子沢、夫婦川、葉の木沢川）              うち普通河川（荒中沢川、ホーヤ沢川、七折沢川、大平沢川、白根沢川、カド沢川、不動沢川、木友沢川、              権現沢川、内田沢川、菰土沢川）</p> <p><b>(土砂災害に対する警戒避難体制の整備)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・土砂災害ハザードマップの作成《町》</li> </ul> <p><b>(砂防施設の整備・維持管理の推進)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・砂防事業（長尾水上沢）、急傾斜地崩壊対策事業（木友、舟形、一の関）《以上、県》</li> </ul>
<p><b>(6) 保健医療・福祉</b></p>	<p>〈医療機関等の非常時対応〉  <b>(介護老人保健施設の浸水防止対策)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・介護老人保健施設の浸水防止対策工事《県、町、民間》</li> </ul> <p>〈防疫対策〉  <b>(防疫対策の推進)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・予防接種事業の実施《町》</li> </ul>
<p><b>(7) ライフライン・情報通信</b></p>	<p>〈エネルギー〉  <b>(再生可能エネルギーの導入拡大)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・再生エネルギー設備等導入推進補助金《町、民間》</li> </ul> <p>〈水道〉  <b>(水道施設の耐震化・老朽化対策の推進)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・水道施設の耐震化・老朽化対策事業</li> <li>・若あゆ温泉・県民ゴルフ場水道延伸《以上、町》</li> </ul> <p><b>(災害時の応急給水体制などの整備)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・若あゆ温泉県民ゴルフ場水道延伸《町》</li> </ul> <p>〈下水道等〉  <b>(下水道に係る業務継続計画（BCP）等の策定・施設耐震化等の推進)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・舟形町下水道BCPの策定</li> <li>・下水道施設のストックマネジメント計画の策定と計画に基づく老朽化対策《以上、町》</li> </ul> <p><b>(農業集落排水施設の機能保持・老朽化対策の促進)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農業集落排水施設長寿命化計画策定と計画に基づく老朽化対策《町》</li> </ul> <p>〈情報通信〉  <b>(災害時における住民等への情報伝達体制の強化)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・防災行政無線のデジタル化改修・個別受信機の設置（R1）《町》</li> </ul> <p><b>(IT部門における業務継続体制の整備)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「ICT-BCP（情報システムの業務継続計画）」の策定、</li> <li>・自治体クラウドの導入</li> <li>・災害時における行政機能確保のためのモバイル端末の整備《以上、町》</li> </ul>

「舟形町国土強靱化地域計画事業一覧」 令和2年2月

施策分野（11）	施策分野ごとの施策推進方針
(8) 産業経済	<p>〈エネルギー〉                      (再生可能エネルギーの導入拡大)                      ・再生エネルギー設備等導入推進補助金《町、民間》</p>
(9) 農林水産	<p>〈食料供給〉                      (食料生産基盤の整備)                      強い農業・担い手づくり総合支援交付金（舟形地区選果場）、産地パワーアップ事業（舟形地区選果場）、多面的機能支払交付金（18保全会）、中山間地域等直接支払交付金（29集落協定）、町土地改良事業、土地改良施設維持管理適正化事業、地域農業水利施設ストックマネジメント事業、農道維持補修事業、農業経営高度化支援事業、県営造成施設管理体制整備推進事業《以上、町、民間》                      ・県営土地改良事業（農地整備事業）（小松原田、三光堰西、桧原、沖の原柏木山、紫山向山、富田）                      ・農村地域防災減災事業（富田、ホーヤ沢）《以上、県》</p> <p>(食料及び生産基盤の有害鳥獣による被害防止)                      ・鳥獣被害防止総合対策事業《町、民間》</p> <p>〈農林漁業施設の耐震化・老朽化対策〉                      (農地・農業用施設等の保全管理の推進)                      ・多面的機能支払交付金（18保全会）、中山間地域等直接支払交付金（29集落協定）                      ・町土地改良事業、土地改良施設維持管理適正化事業《以上民間》                      ・地域農業水利施設ストックマネジメント事業、農道維持補修事業、農業経営高度化支援事業、                      県営造成施設管理体制整備推進事業《以上県》                      ・富田排水機場維持管理事業、舟形町土地改良区施設維持管理事業（三光堰、大堰、富田堰）《以上町》</p> <p>(農業水利施設の耐震化・老朽化対策の推進)                      ・多面的機能支払交付金（18保全会）、中山間地域等直接支払交付金（29集落協定）、                      ・町土地改良事業、土地改良施設維持管理適正化事業、地域農業水利施設ストックマネジメント事業、                      県営造成施設管理体制整備推進事業《以上、町、民間》                      ・農村地域防災減災事業（富田、ホーヤ沢）《県》</p> <p>(治山施設等の土砂災害対策・災害に強い路網整備の推進)                      ・治山事業（長尾前）《国》                      ・治山事業（松橋裏山、大畑、長沢山、ゴンゲン沢、黒森、長尾前、小田山）《県》                      ・林道改修・維持管理事業（後山線、長沢山線、松橋滝の沢線、猿羽根山富田線、後山3号線）《町》</p> <p>(農業集落排水施設の機能保持・老朽化対策の促進)                      ・農業集落排水施設長寿命化計画策定と計画に基づく老朽化対策《町》</p> <p>(ため池の耐震化・ハザードマップ作成の推進)                      ・ため池の点検・耐震診断の実施                      （平沢ため池、福寿野ため池、日金ため池、松山ため池、西又ため池、平石ため池、平林ため池、湯の入ため池、                      太郎野ため池、）                      ・地域防災計画・ハザードマップの作成《町》</p>
(10) 環境	<p>〈災害廃棄物対策〉                      (災害廃棄物処理計画の策定)                      ・舟形町災害廃棄物処理計画の策定《町》</p> <p>(リサイクルプラザがみへの輸送路確保)                      ・リサイクルプラザがみへの輸送路整備事業《町、最上広域》</p> <p>(経済活動を阻害する災害廃棄物処理の支援)                      ・災害等廃棄物処理事業《町》</p>
(11) リスクコミュニケーション	<p>〈防災教育〉                      (防災教育の充実)                      ・最上支部総合防災訓練、福祉避難所(R2整備予定)避難訓練《町、民間》</p> <p>(雪下ろし事故を防止するための注意喚起)                      ・ロータリ除雪車購入事業                      ・除雪作業の安全対策の啓発《町》</p> <p>(食料等の備蓄)                      ・町における現物備蓄の確保《町》</p> <p>〈防災訓練〉                      (防災訓練の充実)                      ・最上支部総合防災訓練、福祉避難所(R2整備予定)避難訓練《町、民間》</p> <p>〈要配慮者支援〉                      (災害時の要配慮者支援の促進)                      ・要配慮者支援個別計画の作成《町》</p> <p>(建設関係団体との連携強化)                      ・最上支部総合防災訓練、福祉避難所(R2整備予定)避難訓練《町、民間》</p>